

## 児童相談所担当者について

### 児童相談所の担当職員と人材育成について

児童相談所は、子どもと家庭の相談に応じ、問題や状況、ニーズを把握し、適切な援助を行うことで、子どもの権利を擁護することを目的としており、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等の専門職の配置が必要です。

区では児童相談所の設置準備のため、平成29年度から子ども家庭支援部に児童相談所設置準備担当を配置しています。児童相談所設置準備担当には、児童相談所での勤務経験のある専門職員を配置し、助言を得ながら準備に取り組んでいます。

また、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、事務担当の職員を全国の自治体の児童相談所に派遣し、現場経験に基づく高い専門性を有した職員の育成を図っています。

児童相談所開設時には、高い専門性を有した職員を十分配置した運営を行ってまいります。